

論説・調査研究

少年院に（保護処分として）在院する者の 権利義務についての検討

—矯正施設に収容された犯罪（触法）少年の権利・ 義務に関する日英米比較のための準備作業として—

田 口 敬 也

はじめに—本研究の動機

- 1 少年院在院者も何らかの権利・義務を有する
 - 2 どのような権利・義務を有するのか
 - 3 現行少年院法・少年院処遇規則における，少年院に（保護処分として）
在院する者の権利義務についての検討
- まとめにかえて—今後の検討課題

はじめに—本研究の動機

本稿では、「少年院に（保護処分として）在院する者の権利義務についての検討—矯正施設に収容された犯罪（触法）少年の権利・義務に関する日英米比較の準備作業として—」というテーマについて検討する。

しかし、読者の皆様に最初にお詫びをしなければならない。なぜならば、2008年1月26日に行われた当（早稲田大学社会安全政策）研究所の第2回研究会で筆者は、「少年司法における被害者への謝罪・補償や、それに代わる社会奉仕活動についての研究—イングランド・ウェールズにおける reparation order を参考に—」というテーマで報告し、その報告を論文化したものを当研究所の2007-08年度の紀要に掲載した¹が、その報告・論文の最後で、第2回研究会での研究テーマの続きを筆者が次に報告する際に発表し、その報告を本号で論文化するという約束をした²ところ、その約束を果たせなかったからである。以下に述べるような事情のため、少年院に（保護処分として）在

院する者の権利義務について検討をすることが、今どうしても必要だと思われるので、大変申し訳ないが、研究テーマを変更させていただくこととした。曲げてご了承いただきたい。

そこで、筆者が本稿の題名に掲げるような研究をしようと思った動機について説明する。

名古屋刑務所での刑務官による受刑者への暴行事件をきっかけとして、2003年に刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律（以下、「受刑者処遇法」と略記する）が制定され、翌2004年に施行された³。この受刑者処遇法に、未決勾留の対象者等に関する規定を付け加えて、2005年に刑事収容施設及び被収容者等処遇法（以下、「被収容者等処遇法」と略記する）が制定され⁴、翌2006年に施行された。このことによって、刑事施設被収容者の権利義務が、監獄法よりは明確化された。なお被収容者等処遇法の規定は、少年院収容受刑者（少年法第56条第3項、少年院法第1条・第10条の2）にも準用される（少年院法第17条の6）⁵。

これに対して、2007年少年法改正においては、少年院に直接関係ある改正としては、少年院への収容年齢の引き下げ（少年法第24条第1項但書、少年院法第2条第2項及び第5項）⁶、保護者に対する措置規定の明文化（少年院法第12条の2）、保護観察中の者に対する措置の整備⁷（犯罪者予防更生法第41条の3 [現在は、更生保護法第67条]、少年法第24条の6）がなされた⁸ものの、少年院在院者の権利義務に関する規定については、大きな変化が見られなかった。また、2008年の少年法改正は、少年犯罪（または触法行為）の被害者等への配慮の充実を中心とする⁹ものであるもので、少年院に直接関連するとは言えない。

しかるに、2008年度において広島少年院で4人の教官が100人の在院者に暴行を加えていたという非常に残念なニュースが、2009年4月になって報道された¹⁰。もちろんこの事件についての最大の責任は、暴行を加えた（元）教官たちにある。また、暴行が日常化していたのを見逃していた責任が、広島少年院の幹部職員たち、広島矯正管区、法務省矯正局、ひいては法務大臣にあると言わざるを得ない。しかし、このような事件の背景には、少年院法における在院者の権利・義務に関する規定の少なさ・不明確さもあるのではないかと推測される。すなわち、後で述べるように、現行少年院法と少年院

処遇規則において、少年院在院者の権利・義務に直接関連する規定は少ない¹¹上に不明確であり、このことが少年院の教官たちによる在院者の権利侵害の温床となっているようにも思われるのである。

ただし、本稿では、少年院収容受刑者の権利義務についての検討は割愛する。というのは、少年院収容受刑者は、受刑者でありながら少年院に在院するという複雑な立場にあり、その権利義務は、少年院に保護処分として在院する者のそれと比べて更に複雑なものとなる¹²ので、別途検討が必要であると思われるからである。

1 少年院在院者も何らかの権利・義務を有する

前置きが長くなったが、本題に入る。

まず、そもそも少年院在院者は何らかの権利・義務を有するのか、という問題について答えなければならない。結論を先に言うと、少なくとも現行の少年法や少年院法の解釈からは、少年院在院者も何らかの権利・義務を有すると考える。それは次のような理由による。

1 犯罪少年（少年法第3条第1項第1号）について

第一に、少年院在院者の大部分は犯罪を行っている¹³が、保護処分は、犯罪少年について、刑罰代替処分としての性格を認められている（少年法第20条・第46条第1項）。そして、刑事施設被収容者、特に受刑者ですら、刑事施設の適正な秩序維持や刑罰目的に反しない限りにおいて権利義務を有することは認められている（被収容者等処遇法第1条）。したがって、少年院在院者である犯罪少年が権利・義務を有することを否定するのは、少なくとも我が国の現行実定法体系の立場と相容れないと考える。

2 触法少年（少年法第3条第1項第2号）と虞犯少年（少年法第3条第1項第3号）について

第二に、（おおむね12歳以上の）触法少年（少年法第3条第1項第2号、少年院法第2条第2項及び第5項）や虞犯少年（少年法第3条第1項第3号）に対しては、そ

もそも刑罰を科すことができない。しかし、触法少年と14歳未満の虞犯少年に対する児童相談所先議主義は、維持されている（少年法第3条第2項・第6条の7）。また、警察官または保護者は、18歳未満の虞犯少年を直接児童相談所に通告することができる（少年法第6条第2項）。そして、児童福祉法上の措置と比べれば、少年院送致は、例えば在院者が逃走した場合に強制的に連れ戻される（少年院法第14条）ように、自由拘束度が大きい。実際、14歳未満の者に対する少年院送致決定は、「特に必要があると認める場合に限り」することができる（少年法第24条第1項但書）。したがって、少年院に収容された触法少年や虞犯少年が権利・義務を有することを否定することも、危険であると思われる。

3 矯正教育の実施との関係

もともと、後述するとおり、矯正教育は在院者に対して強制的に行われるものである。したがって、在院者が権利義務を有するといっても、それはあくまでも、矯正教育の実施を妨げない限りにおいてであることは、認めなければならない。しかし、法務省矯正研修所の研修教材『少年院法』において、「少年をまず、個人として尊重し、その権利の保障に遺憾なきを期すべきであって、このことが少年の人格に深い感銘を与え、それが更生、社会復帰につながることを忘れてはならない。在院者の人権の尊重は、憲法上の要請であることはもとより矯正そのものの要請でもある」と記述されていた¹⁴こともまた、指摘しておかなければならない。

2 どのような権利・義務を有するのか

しかし、このように、少年院に保護処分として在院する者も何らかの権利義務を有するとしても、それらの権利義務が一体どのようなものであるかは、別の問題である。そこで、この章では、権利義務の内容について検討したい。

1 権利について

まず、権利についてであるが、この点については、九州矯正管区長であった来栖宗孝¹⁵氏による、「収容そのものによって制約を受ける権利」、「収容に付随する効果として制約を受ける人権」、「少年院における矯正処遇上、制約を受ける権利」、「制約することを許されない権利」という分類を参考に検討する。しかし、来栖氏が具体的に挙げられている権利の内容については疑問もあるので、この疑問についても以下説明する。

第一に、栗栖氏は、収容そのものによって制約を受ける権利として「例えば、居住・移転、外国移住の自由がそれである」と指摘されている¹⁶。このことはやむをえないと考える。というのは、少年院に保護処分として在院する者は、「健全育成のため、身柄を拘束して矯正教育を行うことが必要・合理的かつやむを得ない」と家庭裁判所（以下、「家裁」と略記する）によって判断された者たちなのであるからである。

第二に、「収容に付随する効果として制約を受ける人権」として、来栖氏は、公務員の選挙権、集会・結社の自由、通信の秘密、職業選択の自由、勤労の権利と義務、労働法の適用、それに教育を受ける権利を挙げられている。しかし、集会・結社の自由は、憲法学において優越的地位を有するものと認められている以上、少なくとも少年院法に明文の規定がないのに制約することには疑問がある。また、「教育を受ける権利」が制約されるという見解にも、少年院において教科教育が行われる（少年院法第4条）ことを考えると、疑問の余地がある。もっとも、来栖氏が指摘される「教育を受ける権利」とは、教育の程度・内容を選択する権利や、教育を受けない権利のことを意味するのであろう。そのような権利であれば、制約を受けることもやむをえないと思われる。なぜなら、後で述べるように、少年院の矯正教育は強制的に行われるものだからである。

第三に、「少年院における矯正処遇上、制約を受ける権利」として来栖氏は、一服装・頭髪の自由、知る権利という意味での「表現の自由（憲法第21条第1項）、学問の自由（憲法第23条）、それに財産権（憲法第29条）を挙げておられる。「学問の自由」が制約可能と解されていることには疑問があるが、これもおそらく、矯正教育が強制的に行われることとの関係であると思われる。

る。

第四に、「制約することを許されない権利」として、来栖氏は、請願権（憲法第16条）、国の賠償責任（憲法第17条）、奴隷的拘束・苦役からの自由（憲法第18条）、思想及び良心の自由（憲法第19条）、信教の自由（憲法第20条）、国籍離脱の自由（憲法第22条第2項）、生存権（憲法第25条）、義務教育（憲法第26条第2項）、児童酷使の禁止（憲法第3項）、法定手続〔原文まま〕の保障（憲法第31条）、裁判を受ける権利（憲法第32条）、拷問及び残虐な刑罰の禁止（憲法第36条）を挙げておられる。確かに、これらの権利については制約が許されてはならないと思われる。

2 義務について [少年院法上明らかであると思われるものに限る]

次に、少年院に保護処分として在院する者はどのような義務を負うのであろうか。少なくとも次のような義務は、少年院法上明らかに負うことを認めなければならない。なお、本稿の以下の論述においては、原則として、少年院法を「院法」と、少年院処遇規則を「処遇規則」と、それぞれ略記する。

第一に、矯正教育（院法第4条）を受ける義務である¹⁷。少年院での矯正教育は、家裁の保護処分決定（少年法第24条第1項第3号）に基づき、在院者に対して強制的に行われるものである。このことは、在院者が逃走した場合には、強制的に連れ戻される（院法第14条）ことから明らかであると思われる。ただし、少年院に保護処分として在院する者に矯正教育を受ける義務があるといっても、その義務違反に対する効果は、せいぜい進級が遅れるか降級がなされること、退院（院法第12条第1項、更生保護法第46条・第47条）¹⁸または仮退院（院法第12条第2項、更生保護法第41条・第42条）¹⁹が遅れること、収容継続（院法第11条第2項～第4項）がなされうること、そして在院者が矯正教育を積極的に妨害した場合に懲戒（院法第8条）を受ける場合がありうることに留まるとと思われる。

すなわち、まず、院法第6条に「在院者の処遇には段階を設け、その改善、進歩等の程度に応じて、順次に向上した取り扱いをしなければならない。但し、成績が特に不良なものについては、その段階を低下することができる」と規定されているように、少年院においては段階処遇が採用されてい

る。この処遇段階は、一級、二級、及び三級に分けられ、さらに一級及び二級は、それぞれ上及び下に分けられている（処遇規則第25条第1項）。新たに入院した者は、二級の下に編入されるが、成績が悪くなったときは、三級に下げられうる（処遇規則第26条）。在院者の処遇は、順次に段階を経て進めなければならない（処遇規則第27条第1項本文）が、「成績が特に優秀な在院者は、二段階進めることができる」（処遇規則第27条第1項但書）。反対に、「成績が特に悪い在院者は、一段階下げることができる」し、「特別の事由があるときは、二段階以上下げることができる」（処遇規則第27条第2項）。この処遇段階の「昇進及び降下は、在院者の平素の成績を審査して」定められる（処遇規則第29条第1項）が、この成績「審査は毎月一回以上行なわれなければならない」（処遇規則第29条第2項）。成績は、「一 学業の勉否及びその成績、二 職業補導における勉否及びその成績、三 操行の良否、四 責任観念及び意思の強弱」に対する評価を総合して定められる（処遇規則第30条）²⁰。これら成績評価の項目は、在院者が矯正教育プログラムに乗っているかどうかと強い関連を持つ。したがって在院者が処遇プログラムに乗れば、進級が早くなりうるであろうし、逆に、在院者が処遇プログラムに乗らなければ、進級が遅くなることも降級がなされることもある。

また、在院者が矯正教育プログラムに乗らないため、20歳に達しても「犯罪的傾向がまだ矯正されていないため、少年院から退院させるに不適當である」と認められる場合には、少年院長からの申請に基づき、家裁の決定により収容継続がなされる（院法第11条第2項～第4項）。（ただし、収容継続は、在院者の「心身に著しい故障があり（中略）、少年院から退院させるに不適當である場合」にもなされうる（院法第11条第2項～第4項）。また、在院者が23歳に達した場合でも、その「精神に著しい故障があり、公共の福祉のため少年院から退院させるに不適當である」と認められる場合には、少年院長からの申請に基づき、家裁の決定により医療少年院への収容継続がなされる（院法第11条第5項）。心身に著しい故障があるかどうか、または、精神に著しい故障があり公共の福祉のため少年院から退院させるに不適當であるかどうかは、在院者が処遇プログラムに乗っているかどうかだけによっては左右されない²¹）。

さらに、紀律違反に対しては懲戒が行なわれる（院法第8条）が、矯正教育を積極的に妨害する行為をしないことは紀律の内容に含まれうるであろう。

ただし、少年院での矯正教育は、在院者に権利を保障する側面も併せ持つ。すなわち、教科教育は、教育を受ける権利（憲法第26条）を保障する。また、職業補導は、（将来の）勤労の権利・義務（憲法第27条）を保障する。そして医療は、生存権（憲法第25条）を保障する。さらに院法第4条第2項は、「少年院の長は、在院者を、前項の矯正教育と関係のない労働に従事させてはならない」と規定するが、これは、苦役からの自由（憲法第18条）を保障するものである。

第二に、紀律を遵守する義務である。この点は、院法第4条に、少年院の矯正教育は、「在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え、紀律ある生活のもと」に行われるべきと規定されていること、同じく院法第8条に、紀律違反に対する懲戒が定められていることから明らかである。

第三に、満齢退院（院法第11条第1項本文）または満期退院（院法第11条第1項但書）になるまで、退院許可決定（院法第12条第1項）または仮退院許可決定（院法第12条第2項、更生保護法第41条・第42条）があるまで、少年院に留まる義務である。この点は、院法第14条で逃走に対して強制的な連れ戻しが定められていることから明らかである。したがって、逃走をしない義務と言ってもよいのではないか、と思われる。もっとも、逃走をしない義務の違反に対する直接の法的効果は、連れ戻しに留まる。

第四に、第三点と一部重複するが、逃走・暴行・自殺を企てない義務である。このように考える根拠は、院法第14条の2に、「在院者が、逃走・暴行・自殺をする恐れがある場合において、これを防止するためやむを得ないときは、手錠を使用することができる」と規定されていることにある。もっとも、「懲戒や反則の取調手段として手錠をかけること」は「許されない」と理解されている²²。しかし、「手錠を使用することは、直接的かつ物理的に在院者の行動に対する自由をさらに制約するもので」あることが認められている²³ので、手錠の使用が許されるのは、在院者が逃走・暴行・自殺を企てた場合に限られるべきであり、その意味において、在院者は逃走・暴行・自殺を企てない義務を負うのではないか、と思われる。

3 現行少年院法・少年院処遇規則における，少年院に（保護処分として在院する者の権利義務についての検討）

以上第2章では，少年院に保護処分として在院する者が有する権利義務の内容について検討した。しかし，このことは，現行少年院法・少年院処遇規則において，少年院に（保護処分として）在院する者の権利義務が明確に規定されていることと同じではない，と思われる。第3章では，そのように思う理由について説明する。

1 院法に規定されている事項に関して

まず，現行少年院法には，在院者の権利義務に直接関連する規定はあまり多いとは思えない。その上，内容に疑問がある規定も存在する。

第一に，院法第1条の2は，「個々の在院者の年齢及び心身の発達状態を考慮し，その特性に応じた」権利の制約を認めるものとして理解される可能性もあると思われる。

第二に，院法第4条にも疑問の余地がある。すなわち，同条の「在院者を社会生活に適応させるため，その自覚に訴え」の箇所は，在院者の人権保障を要求したものと理解することができるのであるが，しかし，「その自覚に訴え，紀律ある生活のもとに」は，在院者の人権を制約することの正当化根拠として理解される可能性もあると思われる。

第三に，懲戒（院法第8条）の種類は限定されており，程度も謙抑的であると思われる。しかしそれでも，以下のような疑問がある。

まず，懲戒の構成要件が，「紀律違反」としか規定されていない。どのような行為が「紀律違反」となるのか，例示した方が適切であろう。例えば，被収容者等処遇法第74条第1項第2号を参考として²⁴，「イ 刑罰法令に触れる行為をすること。ロ 法務教官による正当な指導，指示，命令に対する反抗，妨害，不服従など矯正教育の実施を妨げる行為，その他少年院の職員の仕事の執行を妨げる行為をすること。ハ 自傷行為や他人に対する粗野若しくは乱暴な言動又は迷惑をかける行為をすること。ニ 自己又は他の在院

者の収容の確保を妨げる行為をすること。ホ 他の在院者との間で金品の受け渡しをしないこと。」を紀律違反行為とすることも一案であろう。もっとも、ハとニについては、在院者が「逃走、暴行、自殺をするおそれがある場合において、これを防止するためにやむを得ないときは、手錠を使用することができる」(院法第14条の2)ので、不要であるという見解もありうる。しかし、「手錠の使用は、自殺又は逃走によって永久又は一時的に矯正教育を受けることを拒否しようとする者を正常な管理と矯正処遇の中に戻すため、あるいは暴行(自傷を含む)のように矯正教育の場にふさわしい秩序と管理を乱すものに対してこれを阻止し、正常な秩序と管理状態を維持し、もって法の目的とする円滑な矯正処遇の実施を確保するため」に「他に適当な方法がない場合に取りられる予防的・保護的措置である」²⁵ので、「懲戒や反則の取調べ手段として手錠を使用することも許されない」とされている²⁶。だとすれば、ハとニを紀律違反とすることも許されるであろう。

次に、減点制度、すなわち「通常与える点数²⁷より減じた点数」(院法第8条第1項第2号)が死文化している。なぜならば、「少年院成績評価基準通達により考査制²⁸で成績評価を行う現行制度においては、減点制度はその実効性を失っている」²⁹とされているからである。この点に関連して、(2009年12月時点で)法務省矯正局少年矯正課企画官である木村敦氏が提案されたように「『減点』は廃止してよい」³⁰かもしれない。しかし、その場合には、「減点」に代わる「厳重な訓戒」と「謹慎」の中間的な懲戒手段を設けた方が、「違反行為の性質に応じ、しかも教育的効果を勘案した上で」懲戒は「選択されなければならない」³¹という要請との関係で望ましいであろう。しかし、この懲戒手段について、本稿において適切な具体案を提示することはできない³²。今後の検討課題としたい。

さらに、懲戒の決定手続も規定されていない。来栖氏が主張されたように、「最低限、本人の行為の紀律違反性の告知、証拠の提示、弁明の機会付与、決定された懲戒の少年院長又はその代理者による面前告知の規定が必要」³³であろう。また、懲戒に対する不服申し立ての機会があってもよいと思われる。

そして、謹慎中の処遇内容の明確化も必要であろう。これも来栖氏が主張

された通り、「運動、入浴、医療は禁止すべきではなく、通信・面会も全面的に停止すべきではない」³⁴であろう。特に、弁護士や公的機関との通信は禁止しない方が望ましい。これらの点についても、少年院法上、明文の規定が必要ではないかと思う。

第四に、「少年院の長は、在院者の所持する金銭、衣類、その他の物を領置したときは、これを安全に保管しなければならない」と、領置に関して規定している院法第9条は「強制的に領置することを予定した規定である」と理解されている³⁵。しかし、院法第9条をそのように解釈することには疑問がある。たしかに少年院においても、個々の在院者に利用可能なスペースが限られている以上、在院者の所持金品について原則領置主義を採用することはやむを得ないのであろう。しかし、領置の対象物について法律で規定した方がより適切であると思う。なお、領置とは、「在院者等の所持する金銭や物品を国が占有保管すること」である³⁶。

第五に、職員の権限として、連れ戻し（院法第14条）と手錠の使用（院法第14条の2）しか規定されていないのは、疑問である。というのは、在院者による自傷他害行為の静止、手錠の使用のために必要かつ最小限度の有形力行使は認めざるを得ないからである。特に、木村氏が指摘されているように、「在院者の身体に不必要に接触すること等を戒める」必要はあろう³⁷。また、有形力行使の要件、限度、事後的措置（例：実力強制の対象となった在院者への診察・治療義務）を少年院法上明文化した方が望ましいであろう。

そして、職員の権限に関連して、「日常の生活においては、少年院の職員は、つとめて在院者と行動をともにし、自ら範を示すことによって、秩序を尊び自他を敬愛し、併せて物を大切にすることを習慣を養成するために訓練を施さなければならない」と規定する処遇規則第22条は、多少精神論であるように思われる。また職員に対して「在院者の人権に関する理解を深めさせ、並びに在院者に対する矯正教育を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための必要な研修及び訓練を行う」（被收容者等処遇法第12条第3項参照）ことも、法律の明文で規定した方が望ましい。広島少年院での事件を見ると、このような研修も必要であろうと思われる。

第六に、2009年5月30日に開催された当研究所の第10回研究会における報

告の後でのことだが、収容継続（院法第11条）についても疑問が生じてきた³⁸。少年審判規則第55条は、「収容継続事件の手続は、その性質に反しない限り、少年の保護事件の例による」と規定している。したがって、収容継続を申し立てられた在院者は付添人を選任することができる（少年審判規則第55条による少年法第10条の準用）ものの、弁護士たる国選付添人制度（少年法第22条の3・第22条の5第2項）の準用はない。しかし、2007年の少年法改正によって、一定の重大犯罪（または触法行為）を行なったとされる少年であって少年鑑別所収容の観護措置がとられている場合に、家裁の裁量によって弁護士たる国選付添人を付けることが認められた（少年法第22条の3第2項）ので、収容継続申請事件においても、家裁の裁量によってでも弁護士たる国選付添人を付けられるような立法措置が必要であろうと思われる。なぜならば、収容継続申請がなされた少年院在院者も、裁判所から決定の通知があるまで収容が継続されうる（院法第11条第7項）ので、観護措置を取られた少年同様に、「家族等の直接の援助を受けることも困難であるから、弁護士付添人が少年の行状や環境等に関する資料収集、環境調整のための積極的な活動等、援助を行なう必要性が高い」³⁹と推測されるからである。

2 処遇規則のみに規定されている事項に関して

次に、重要と思われる事項が処遇規則のみに規定されていることを指摘しなければならない。網羅的とはいえないが、少なくとも次のような事項を指摘することができる。

その事項とは、第一に処遇審査会（処遇規則第3条）である。処遇審査会とは、「在院者の処遇の適正を図るため」（処遇規則第3条）に、少年院に必ず置かなければならないものである。そして、少年院の長は、「在院者の居室、日課、教科、職業補導、処遇の段階への編入、昇進及び降下、賞罰、移送、収容の継続、仮退院又は退院を許すべき旨の申し出その他処遇に関し重要な事項を決定するに当っては、処遇審査会の意見を聴かなければならない」（処遇規則第3条）。このように処遇審査会が重要な役割を果たすのならば、少年院法に根拠規定があってもよいと思う。また、在院者・保護者にも審査会への申立を認めてもよいのではないだろうか。

第二に、入院時の身体・衣類・所持品検査（処遇規則第9条）である。これらは在院者のプライバシーに関わることなので、法律上の根拠がある方が望ましい。

第三の事項は、この点についても当研究所の第10回研究会における報告の後で気が付いたが、院長面接（処遇規則第4条）である。小田原少年院長等を歴任された八田次郎氏によると、「この規定は、訓示規定であり第一条（入院時の院長面接）とはその性質を異にしているが、行刑施設のように不服申立てのみならず、意見表明権と併せる形で活用することが可能である。そのようにすれば、不服申立てのように事後的救済措置のみならず、事前や事の最中であっても事後であっても少年の意見を幅広く聴取することができ、教官と少年が対立関係にならずに処理が可能となる。さらに、事後に限らないので、より生産的に対処できることになる」とされている⁴⁰。院長面接に八田氏が指摘されるような肯定的な効果が期待できるのであれば、院法に根拠規定があってもよいであろう。

第四の事項は、面会・通信（処遇規則第52条～第57条）である⁴¹。特に、「通信（中略）の発受は、矯正教育に害があると認める場合を除き、許可しなければならない」と規定している処遇規則第55条について、「矯正教育に有害か否かの判断が、単に、発受の相手方を確認することによってのみでは不可能であり、通信の内容を事前に検査して初めて可能であることからして、通信の事前検閲を実施することを当然の前提としている規定である」と解されていた⁴²ことには、疑問がある。なぜなら、通信の秘密は憲法上の要請である（憲法第21条第2項）以上、通信の内容チェックについては法律上明文の規定が必要であると思われるからである。そして、少なくとも、「a.在院者が国および地方公共団体の機関から受ける通信、b.在院者が国および地方公共団体の機関に対して発する通信、c.在院者が弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士との間で発受する通信」（参照、被収容者等処遇法第127条第3項）についての検査は、これらの通信に該当することを確認するために必要な限度において行うものと法律で規定した方がより適切であろうと考える。

また、順序は前後するが、面会に関して規定している処遇規則第54条にも

疑問の余地がある。なぜなら、同条は、「面会にあたっては、これを有効に指導するために、職員が立ち会わなければならない」と規定されているので、在院者が弁護士と面会する際にも、職員が必要的に立ち会うものと解釈できるからである。特に、保護処分決定に対する不服申し立てである抗告審（少年法第32条・第32条の6・第10条）や再抗告審（少年法第35条・第32条の6・第10条）⁴³、余罪審判（少年法第10条）、保護処分取消事件（少年法第27条の2・第10条）、収容継続申請事件（少年審判規則第55条による少年法第10条の準用）においても、在院者は弁護士である付添人を選任できるのであるが、この弁護士付添人との面会にも職員が立ち会うのは、公正さという見地からは疑問がある。もっとも、「少年と付添人との面会の際の職員の立会いについて」という1996年2月29日付の法務省矯正局長通達によると、「抗告（再抗告を含む）を前提とし、又は現に抗告事件が係属している場合における少年と抗告事件の付添人若しくは保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士との面会、及び別件保護事件が係属している場合における少年と別件保護事件の付添人または付添人となろうとする弁護士との面会の際には、職員の立会いを省略する取り扱いとすることが相当である」とされている、とのことである⁴⁴。しかし、このような取り扱いは、あくまで通達上のものなので、処遇規則上、できれば院法上の根拠規定がある方が望ましい。

3 院法・処遇規則のいずれにも規定がない事項

最後に、重要であるのに院法・処遇規則のいずれにも規定がない事項もあるように思われる。これらの点についても、紙幅との関係で枚挙することは到底できないのであるが、少なくとも次のような事項が指摘できる

第一に、入院時における、施設内部規律の告知である。来栖氏によると、「少年院処遇規則第11条には、少年院長の行う新入院者に対する説示義務が規定されているが、これは内部規律についての告知を保障するものではない」⁴⁵ということなので、できれば法律によって、文書及び口頭による告知義務を定めた方が適切であろうと考える。なぜなら、紀律違反を理由に懲戒が行われる以上、紀律の内容は、入院時に告知されるべきだと思われるからである。

第二に、通訳である。「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則」第6条第2文には、「拘禁施設職員が話す言語を十分に解さない少年は、必要なときはいつでも、特に診察及び懲罰手続の際には、無料で通訳サービスを受ける権利が認められなければならない」と規定されている⁴⁶。もっとも、「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則」は、「批准・発効した条約ではなく、法的な拘束力はない」と解されている⁴⁷。しかし、少年院にも既に外国人が在院し⁴⁸、今後増える可能性は否定できないが、外国人在院者の中には日本語の理解力が乏しく⁴⁹、また通訳を雇う資力も十分でない者もいると推測されるので、資力のない者に限ってでも、無料通訳は必要ではないか、とも思われる。

第三に、不当または恣意的な権利侵害、懲戒に際しての事実誤認と行き過ぎに対する不服申し立て手段である。そのような不服申し立て手段としては、例えば、審査の申請及び再審査の申請（参照、被收容者等処遇法第157条～第162条）、事実の申告（参照、被收容者等処遇法第163～第168条）、苦情の申出（参照、被收容者等処遇法第166条～第168条）が考えられる。このような不服申し立て手段がなかったことによって、広島少年院における教官たちによる在院者への暴行の発覚が遅れてしまったのではないか、と思われるのである。もっとも、2009年の早くとも7月以降に「少年院在院者の苦情の申出に関する訓令」が施行されたとのこと⁵⁰である。しかし、このことによって少年院法上に不服申し立て制度を規定することが否定されるとは限らないと思われる。

第四に、外部の第三者によって構成されるチェック機関（参照、被收容者等処遇法第7条～第11条）である。少なくとも広島少年院については、法務大臣による監査（院法第3条第2項）が十分に機能していたのか疑問であるので、外部機関によるチェックも必要であろうと思われる。もっとも、このように言うことは、法務大臣による監査を充実させることが必要であることを否定するものではない。さらに、法務省矯正局付の大口康郎氏によると、法務省矯正局では、2009年に少年院法施行60年を迎えるに当たり、2007年度の終わりごろから2008年度の終わり頃まで「少年院法の現状と課題に関する勉強会を開催して」きたところ、その勉強会において、少年院法に刑事施設視察委員会のような制度を規定することも、少年院が被收容者に対する「教育のた

めの施設であるとともに、収容施設であるという少年施設の現実の機能を見るとき、被収容者の権利救済、施設運営の透明性の確保という観点から、考慮を図る必要があるのではないか」との意見が出たものの、「その際には、被収容者の大部分が少年であることの特性にも配慮する必要があるという意見も同時に」出された、とのことである⁵¹。確かに、少年院における矯正教育も、少年審判と同様に、「発達途上にある少年の立ち直りを目指して行なわれる」ので、「少年を曝し者にせず、その情操を保護し、社会復帰を妨げないために、少年が非行を犯したことが秘密とされなければならない」⁵²であろう。しかるに、少年院に外部の視察者を入れれば、在院者に非行があったことが少なくとも視察者には分かってしまう上、在院者の大部分を占める少年が曝し者にされる危険も生じる。したがって、外部の視察者に厳しい守秘義務を科すことは最低限必要であろうと考える。

まとめにかえて—今後の検討課題

このように、本稿においては、少年院に保護処分として在院する者の権利義務について、現行少年院法・少年院処遇規則の規定を手がかりに検討してきた。結論をいうと、少年院に保護処分として在院する者の権利義務はかなり曖昧なので、更なる明確化が必要ではないかと思われる。

1 少年院在院者の権利義務を明確化することに対してハードルとなりうる要請についての検討

しかし、筆者は、少年院在院者の権利義務を明確化することが容易であるとは思えない。このことに対しては、少なくとも次のような要請がハードルとなりうると思われる。

第一に、少年犯罪（触法行為）被害者（遺族）からは、自分たちの権利確立・充実という要請がなされるであろう。そのような要請は、「少年犯罪（触法行為）被害者（遺族）の権利すら確立されていないのに、犯罪・触法少年の権利・義務を明確化することは許されない」または「犯罪・触法少年の権利より、少年犯罪（触法行為）被害者（遺族）の権利が優先されるべきだ」

という反発の形を取るかもしれない。

第二に、社会一般からは、応報感情ないし安心・安全欲求の充足という要請がなされるであろう。このような要請は、「犯罪に対してふさわしい罰が科されていないのに、少年院に収容された者に権利を保障するなどもってのほかだ」、または「少年院に収容された者に対して権利保障を充実すると、少年院での教育が手ぬるくなり、再非行する少年が増え、自分たちの安心・安全が脅かされる」という反発の形を取るかもしれない。

第三に、公権力の存在からは、社会秩序の維持・実現という要請という要請がなされる。というか、我々の立場からは、公権力の存在意義は、社会秩序の維持・実現にこそあると考えるのである⁵³。このため公権力は、①一方においては在院者に対して適正かつ有効な矯正教育を実施することによって、その社会適応を図り、再非行の危険性を最小化することによって、社会の安全・安心を実現するとともに、②他方において、被害者や社会一般からの要請にも一定の配慮を行う、という責務を負う。そして、このことが、少年院に保護処分として在院する者の権利義務の明確化に対する最大のハードルとなりうる。すなわち、当研究所の第10回研究会において次のような趣旨の批判がなされた。「少年院の矯正教育は、学校教育よりも、対象者の性質や実施されている教育の内容という点において、価値伝達的性格がはるかに色濃く出る。そのような意味で、生活指導上の部分で、権利義務をどうやって明確化するかは、非常に難しいと思われる。処遇内容には、個別処遇という要請からグレーゾーンがつきものであるところ、職員や在院者の権利義務の明確化によってそのグレーゾーンが消滅してしまうという負の側面もあるではないか。そのように処遇のグレーゾーンを消滅させた後に、どのような少年院の教育ヴィジョンを描くのか疑問である」。たしかに、個別処遇という要請は、職員や在院者の権利義務の明確化という要請と同程度に重要である。その上、例えば2008年において家裁で少年院送致決定を受けた者は、虞犯・業過等事件を除く一般保護事件の終局処理人員95,224人のうち3.6%、業過等事件の終局処理人員26,937人のうち0.3%、道路交通保護事件の終局処理人員のうち1.2%である⁵⁴ように、少年院に送致される者については、非行事実及び要保護性という点において相当の絞りがかけられている。した

がって、少年院での処遇内容を法律でカチカチに規制すると、少年院での矯正教育がかなり困難になるおそれがある。筆者はあくまでも、少年院の矯正教育にも最低限のガイドラインが必要であろうと主張しているのに過ぎないが、しかし、このガイドラインを提案することは、今後の検討課題にせざるを得ない。さらに筆者は、少年院在院者の権利義務を明確化する際のモデルとして、被収容者処遇法を参考としたものの、刑事収容施設と少年院との違い、刑と保護処分の違いについて、より慎重な配慮をしなければならない。

そして、我々刑事政策または社会安全政策を研究する者としては、本節の第一、第二、第三のそれぞれの要請のバランスについて、どのように考えるかが、大難題であり、この難題を検討しなければならないと思われる。

2 英米における対応についての調査・研究

また、英米では、日本より一足早く前節に挙げた第一の要請と第二の要請が噴出している。したがって、英米の公権力が、前節に挙げた諸要請のバランスをどのように解決しようとしているか調査・研究することは、日本において刑事政策論または社会安全政策論を展開するために必要であろうと思われるので、この調査・研究も行いたい。

3 我が国の少年院における在院者の権利義務についての実態調査

しかし、それ以前に、我が国に少年院における在院者の権利義務の実態を調査しなければならないであろう。本稿は、あくまでも少年院法・少年院処遇規則という、当為の世界に限られたものであって、事実の世界についての話はまた別であるからである。当面の研究は、本章の2と3を中心とせざるを得ないのであるが、その際にも、できるだけ1を念頭において進めたい。さらに、本稿作成中の2009年12月に、法務省は、広島少年院事件の発生等も踏まえ、「少年矯正を考える有識者会議」を開催して、「少年矯正運営の一層の適正化を推進するとともに、少年院における矯正教育及び少年鑑別所における資質鑑別を始めとする施設機能の充実を図り、もって被収容少年の健全育成及び再非行の防止という国民からの負託に応えるため、様々な側面から各界の有識者」から意見を聴取することを発表した⁵⁵が、この有識者会議に

おける議論も追跡・検討したい。以上で本稿を閉じることとする。読者の皆様からの忌憚のないご質問・ご意見・ご批判を賜れば幸いである。

- 1 田口敬也「少年司法における被害者への謝罪・補償や、それに代わる社会奉仕活動への多機関連携的な援助の可能性と課題～イングランド・ウェールズの reparation order における YOT [Youth Offending Team] の取り組みを参考に～」早稲田大学社会安全政策研究所紀要第1号（2009年）137-156頁。なお、当研究所の第10回研究会で筆者は、この報告・論文の題を、間違えて「少年司法における被害者への謝罪・補償や、それに代わる社会奉仕活動についての研究～イングランド・ウェールズにおける reparation order を参考に～」と申し上げた。訂正の上、お詫びする。
- 2 田口・前掲注(1)151頁。
- 3 この点については、例えば、名取俊也「刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律の概要」刑事法ジャーナル第1号（2005年）102-159頁、等を参照されたし。
- 4 この点については、例えば、刑事法ジャーナル第5号（2006年）2-80頁所収の「特集『刑事収容施設・被収容者等処遇法の成立と課題』」を参照されたし。
- 5 これら少年院収容受刑者に関する諸規定は、2000年の少年法「改正」により、少年法第20条但書が削除されて16歳未満の少年についても逆送が可能となり、「懲役刑・禁錮刑が科され得るようになったが、その年齢や心身の発達の度合いを考慮し、刑の執行に当たって教育的側面を重視すべき場合が多いと考えられ、特に、義務教育年齢の者については教科教育を重視しなければならないことから、このような年少少年（刑の執行開始時16歳未満であることを要する）に対する刑の執行の特例として少年院における矯正教育を受けさせることを認めたものである」田宮裕＝廣瀬健二編『注釈少年法（第3版）』（有斐閣、2009年）479頁。もっとも筆者は、少年院収容受刑者に関する諸規定と、その前提である逆送年齢の引き下げについて、大きな疑問を抱いている。参照、田口「逆送年齢の引き下げについての刑事政策論的検討」早稲田法学第79巻第3号（2003年）139-177頁。
- 6 ただし、2008年における14歳未満の少年院入院者は2人であった。法務省法務総合研究所編『平成21年版犯罪白書』152頁。
- 7 当研究所の第10回研究会で筆者は、「施設送致申請の新設」と述べたが、「保護観察中の者に対する措置の整備」と記述した方がより適確であろう。この「保護観察中の者に対する措置」としてまず、保護観察所の長は、保護観察処分少年（少年法第24条第1項第1号の保護観察処分に付された少年）が、遵守事項を遵守しなかったと認めるときは、当該保護観察処分少年に対し、これを遵守するよう警告を発することができる（更生保護法第67条第1項）。次に、保護観察所長は、この警告を受けた保護観察処分少年が、なお、遵守事項を遵守せず、その程度が重いときは、少年法第26条の4第1項の決定を行なうよう、家裁に申請することができる（更生保護法第67条第2項）。そして、この申請を受けた家裁は、審判の結果、保護観察処分対象者が「その

遵守すべき事項を遵守せず」, 更生保護法第67条第1項の「警告を受けたにもかかわらず, なお遵守すべき事項を遵守しなかったと認められる事由があり, その程度が重く, かつ, その保護処分によっては本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときには, 決定をもって」, 児童自立支援施設又は児童養護施設送致, 又は少年院送致の保護処分をしなければならない(少年法第26条の4)。

- 8 2007年改正に際しては, 触法少年の事件についての警察の調査権限の整備(少年法第6条の2~第6条の7)もなされた。なお, 2007年改正については, 例えば川瀨武彦=岡崎忠之「『少年法の一部を改正する法律』の概要」ジュリスト第1314号(2007年)38-45頁等を参照されたし。
- 9 すなわち, ①一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴の裁量的許可(少年法第22条の4の新設), ②被害者等の審判傍聴に先立っての弁護士付添人からの意見聴取と国選付添人制度の拡充(少年法第22条の5の新設), ③被害者等の申出により家裁による審判期日における審判状況の説明の規定の新設(少年法第22条の6の新設), ④被害者等による少年事件記録の閲覧・謄写の対象範囲の拡大(少年法第5条の2改正), ⑤被害者等の申出による意見聴取対象者の拡大(少年法第9条の2改正), 及び⑥少年の福祉を害する成人の刑事事件の地方裁判所への移管(少年法第37条~第39条削除)が行なわれた。なお, 2008年改正については, 例えば飯島泰=親家和仁=岡崎忠之「『少年法の一部を改正する法律』の解説」家庭裁判月報第21巻第2号(2009年)2頁以下を参照されたし。
- 10 例えば, 読売新聞2009年4月17日付。同年5月22日付けで広島矯正管区が発表した中間報告や報道等によれば, 「法務教官4人が中心となって, 収容中の少年に対して殴る蹴るなどの身体的暴行を加えたほかトイレに行かせず失禁させるなど, 100件におよぶ暴行等が約50人の少年に加えられた事実があった」。(ただし, <http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/090528.html>からの引用)。6月9日に, この4人は公務員暴行陵虐罪の被疑事実で逮捕された。例えば, 朝日新聞2009年6月10日付。4人は, その後起訴されたので, 懲戒免職となった。さらに, 広島少年院の主席専門官であった向井義被告人も, 在院者に対する暴行に関与していた疑いが強まって8月11日に逮捕され(例えば, 朝日新聞2009年8月12日付), その後起訴された。最初に逮捕された4人の元教官に対しては, 第一審の広島地裁によって実刑判決が言い渡されている。まず10月19日に, 田原克剛被告人に対して懲役9カ月(求刑懲役1年6カ月)の判決が言い渡されている。参照, 朝日新聞10月19日付。12月15日には, 松本大輔被告人に対して懲役1年4月(求刑懲役2年)の判決が言い渡されている。参照, 中国新聞2009年12月15日付。さらに12月17日に, 野畑勝也被告人に対して懲役2年6月(求刑懲役3年), 菅原陽被告人に対して懲役1年2月(同2年)の判決が言い渡されている。参照, 中国新聞2009年12月18日付。
- 11 同旨, 八田次郎「少年院における内規, 職員, 非行少年」八田著『非行少年の教育と処遇』(青藍社, 2005年)125頁。また, 大口氏によると, 法務省矯正局が開催してきた「少年院法の現状と課題に関する勉強会」の結果として「現行の少年院法におい

では、被收容者の権利・義務に関する規定や、施設の職員に関する規定が設けられているものの、それらの規定は、被收容者の権利や、被收容者の権利を制限する職員の権限を定める根拠としては、不足していると言わざるを得ないというのが、勉強会のメンバーの一致した意見」が形成された、とのことである。大口康郎「矯正局における少年院法勉強会の活動について」刑政第120巻第12号（2009年）14-16頁。

- 12 少年院收容受刑者は、受刑者であるため、16歳に達した日の翌日から起算して14日以内に刑事施設に移送しなければならず（院法第10条の2）、また院法第10条第2項・第3項、第11条・第12条・第12条の2・第14条の2については明文で適用が除外され、院法第17条の3は性質上適用がないと解されている。参照、田宮＝廣瀬編・前注(5)書501頁。さらに、少年院收容受刑者が逃走した場合には、逃走罪（刑法第97条）や加重逃走罪（刑法第98条）が適用されるとともに、逃走後24時間を経過した場合には、当該時間内に連戻しに着手している場合を除き、院法第14条第1項の規定にかかわらず、刑事訴訟法第485条の收容状によって收容しなければならない（院法第14条第5項）。もっとも、2000年から2008年末に至るまで、少年院收容受刑者に該当する者はいない。参照、法務省法務総合研究所編・前注(6)書161頁。
- 13 しかし、2008年においては139人が虞犯で少年院送致決定を受けている。参照、最高裁事務総局編『平成20年 司法統計年報 4少年編』14頁。
- 14 法務省矯正研修所編『研修教材 少年院法（改訂版）』（財団法人矯正協会、1993年）15頁。
- 15 来栖宗孝「收容少年の人権」犯罪と非行第24号（1975年）61頁。
- 16 来栖・前掲注(15)61頁。同旨、法務省矯正研修所編『研修教材 少年院法（全訂版）』（財団法人矯正協会、2004年）33頁。
- 17 井上章「（刑政セミナー77）少年院在院者の学習権」刑政第88巻第2号（1977年）75頁。
- 18 なお、退院とは、「保護観察を行う必要のない程度に矯正の目的を達したときに收容を解除すること」である。法務省矯正研修所編・前注(16)書141頁。
- 19 もっとも、在院者が少年院の処遇プログラムに乗っていることと仮退院は、直線的に結びつけられているわけではない。なぜならば、少年院の長は、在院者が処遇の最高段階に向上し、仮に退院を許すことが相当と認めるときは、地方更生保護委員会（以下、「地方委員会」と略記する）に対して仮退院の申し出をする義務を負う（院法第12条第2項）ものの、地方委員会は、「保護処分の執行のため少年院に收容されている者について、処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、決定をもって、仮退院を許すものとする」（更生保護法第41条）からである。しかし、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則第30条によると、更生保護法第41条における「仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるとき」とは、「保護処分執行のため少年院に收容されている者が処遇の最高段階に達していない場合において、その努力により成

- 績が向上し、保護観察に付することが改善更生のため特に必要であると認めるときとする」と規定されている。なお、2008年における少年院出院者4,033人のうち3,944人(99.0%)が仮退院によって出院している。参照、法務省法務総合研究所編・前注(6)書159頁。
- 20 ただし木村氏によると、成績評価の「実務は矯正局長通達『少年院成績評価基準について』によっている」とのことである。参照、木村敦「現場から望む少年院法改正の姿」刑政第120巻第12号(2009年)24頁。
- 21 なお、2008年において終局決定がなされた収容継続申請事件は626件であり、うち620件について申請が認容されている。参照、最高裁事務総局編・前注(13)書26頁。
- 22 法務省矯正研修所編・前注(16)書67頁。
- 23 法務省矯正研修所編・前注(16)書68頁。
- 24 なお、八田・前注(11)書142-143頁は、刑事施設法案における懲罰の要件を参考として掲げている。
- 25 法務省矯正研修所編・前注(16)書66頁。
- 26 法務省矯正研修所編・前注(16)書67頁。
- 27 点数制は「成績を定める基準となる項目と点数が定められていて、その累積や消却によって、段階の昇進等を行う方法である。一見合理的、科学的、客観的であるが、機械的になりやすい欠点がある」とされている。法務省矯正研修所編・前注(16)書45-46頁。
- 28 考査制は、「処遇審査会等において、担任ないし当該在院者と最も接触する機会の多い職員の委員や判断を中心に考査して段階の昇進等を進める方法である。具体的行動の資料を基礎とするので、点数制の欠点を補うが、客観的な評価尺度が定められていても、ともすれば主観的な判断に陥りやすい欠点がある」とされている。法務省矯正研修所編・前注(16)書46頁。
- 29 法務省矯正研修所編・前注(16)書105-106頁。
- 30 木村・前注(20)27頁。
- 31 法務省矯正研修所編・前注(16)書105頁。
- 32 この点について当研究所の第10回研究会で筆者は、被収容者処遇法第151条第1項第3号を参考として、衣類や学用品については自弁を法律上認めた上で、紀律違反があった場合にはこれらの物品の一部又は全部の使用を例えば10日以内停止する、という懲戒を新設したらどうか、という趣旨の提案をした。このような提案をしたのは、①矯正教育の停止は少年院の目的(院法第1条)に反するので、懲戒の一種とすべきではないと思われること、②書籍の閲覧停止(被収容者処遇法第151条第1項第4号参照)もまた、少年院が矯正教育の場であることから疑問であること、③職業補導賞与金(処遇規則第19条の3)の計算額の削減(被収容者処遇法第151条第1項第5号参照)は、在院者が職業補導を受けている場合にしか意味をなさないと思われる上、そもそも、職業補導賞与金の額は少ないと言われている(法務省矯正研修所編・前注(16)書232頁、参照)ので、削減したとしても懲戒として効果を持ちうるか疑問であ

ること、の三点に照らして、嚴重な訓戒と謹慎の中間的な懲戒手段としては、自弁物品の全部または一部の使用停止しか考えられなかったからである。しかし、このような筆者の提案は、研究会の席で厳しいご批判をいただいたので、撤回することとした。

- 33 来栖・前掲注(15)67頁。また、木村氏も、「懲戒に際しては、その前提となる在院者遵守事項の骨子を明示するとともに、調査、単独室収容、弁明の機会、補佐人、処遇審査会及び告知・執行について法律に基準を定めたい」と提案されている。木村・前注(20)27頁。
- 34 来栖・前掲注(15)68-69頁。
- 35 法務省矯正研修所編・前注(16)書123-124頁。
- 36 法務省矯正研修所編・前注(16)書123頁。
- 37 木村・前注(20)25頁。木村氏は、「法務教官は、明るく規律ある生活環境を維持する等の目的を達成するのに必要な限度内で、在院者の行動の制止、身体・衣類の検査ができることを法律で明らかにしておきたい」とも提案されている。木村・前注(20)25頁。
- 38 収容継続について木村氏は次のような提案もされている。まず、「中等少年院の収容継続は、通常は特別少年院や医療少年院への種別変更をしないで、中等少年院に収容したまま矯正教育を行なうケースが大半である」ので「それが法律で確実に読めるようにしておきたい」。次に、「院法——一条一項ただし書きによる収容継続に関し、原決定の時と解釈して運用されている」ことも「法律で明らかに読めるようにしておきたい」し、「また『一年間に限り』とされている点は、特に一九歳を越えた長期処遇対象者については（院法——一条二項による収容継続の道も残されているとはいえ）、個別の必要性に応じ弾力的に教育予定期間を設定する上で、（中略）一年間に限ることなくもう少し柔軟にできればありがたい」。さらに、「院法——一条二項による収容継続による収容継続に」関して「少年院が必要と考える収容期間を明記して家庭裁判所に申請している」こと、及び「少年の円滑な社会復帰を図るため、仮退院後の保護観察期間の確保を主眼に申請すること」を明らかにしておきたい。そして「再度の収容継続の可否、収容継続と戻し収容・移送等の関係についても、解釈にあいまいさが残らないようにしておきたい」。木村・前注(20)25-26頁。
- 39 久木元伸＝川渕武彦＝岡崎忠之「『少年法の一部を改正する法律』について」家庭裁判月報第59巻第11号（2007年）50頁。
- 40 八田・前注(11)書137-138頁。
- 41 木村・前注(20)27頁も同旨か。
- 42 法務省矯正研修所編・前掲注(14)書182-183頁。
- 43 抗告及び再抗告は保護処分の執行を停止する効力を有しない（少年法第34条本文・第35条第2項）ので、抗告審または再抗告審が係属中でも少年院に収容されうる。
- 44 法務省矯正研修所編・前注(16)書112-113頁。
- 45 来栖・前掲注(15)66-67頁。

- 46 財団法人矯正協会編『研修教材 矯正関係国際準則集（三訂版）』（財団法人矯正協会，2008年）272頁。
- 47 法務省矯正研修所編・前注(16)書209-210頁。
- 48 例えば，2007年における少年院の外国人新入院者は，107人であった。もっとも，少年院の外国人新入院者の数自体は，2002年をピークに減少傾向にある。法務省法務総合研究所編『平成20年版犯罪白書』177頁。
- 49 例えば，2008年における少年院新入院者のうち，「外国人で，日本人と異なる処遇を必要とする者」として少年院長期処遇の生活訓練課程の「G2」に分類された者は，24人であった。法務省法務総合研究所編・前注(6)書157頁。
- 50 平成21年法務省矯総訓第3880号大臣訓令。ただし，大坪誠「被収容者の不服申立の実務 最終回 少年院在院者の苦情の申出の制度と施設内手続の留意事項等」刑政第120巻第11号（2009年）110-115頁からの引用である。
- 51 大口・前注(11)18頁。
- 52 田宮＝廣瀬編・前注(5)書230頁。
- 53 須々木圭一『刑事政策論の解説 第一分冊』（成文堂，1983年）5-6頁。
- 54 法務省法務総合研究所編・前注(6)書144頁。
- 55 <http://www.moj.go.jp/PRESS/091211-2.html>